



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 丸 紅 株 式 会 社
(URL <http://www.marubeni.co.jp>)
代表者名 取締役社長 國分 文也
(コード番号 8002 上場取引所：東名)
問合せ先 広報部報道課長 花田 多雄
(TEL 03-3282-4805)

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 92 回定時株主総会の議案とすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本社ビルの建替えを前提に本社事務所を移転することに伴い、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都中央区に変更するものです。なお、本変更の効力は、平成 29 年に開催される第 93 回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものです。
- (2) 当社では、企業経営のチェック体制を強化し、透明な経営体制を確立することを目的として、平成 13 年に執行役員制度を導入し、意思決定と業務執行を分離することで、業務のスピードアップを図り、取締役会の機能強化及び活性化を図ってきました。今般、本制度が十分に定着していることを受け、定款上も、業務執行の最高責任者である社長が株主総会の議長を務めることを規定し、また、最適な経営体制の機動的な構築を可能にするため、執行役員から社長を選任できるように、現行定款のうち、第 13 条（議長）、第 19 条（代表取締役及び役付取締役）及び第 23 条（執行役員）につき、文言の修正を行うものです。
- (3) 当社において取締役及び執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権を導入することに伴い、株主名簿管理人に委託する新株予約権に関する事務の範囲について第 9 条（株主名簿管理人）に所要の修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 3 条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	第 3 条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都中央区に置く。
第 9 条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。	第 9 条（株主名簿管理人） （現行のとおり） 2. （現行のとおり）

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第13条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長とする。

2. 取締役社長に事故があるときは、出席した他の代表取締役とする。
3. 代表取締役に事故があるときは、出席した他の取締役とする。

第19条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会の決議をもって、当社を代表する取締役を選定する。

2. 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を定めることができる。

第23条（執行役員）

取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

2. 取締役会の決議をもって、社長を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。

（新設）

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第13条（議長）

株主総会の議長は、社長とする。

2. 社長に事故があるときは、出席した代表取締役とする。
3. 代表取締役に事故があるときは、出席した取締役とする。

第19条（代表取締役及び役付取締役）

（現行のとおり）

2. 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役副会長を定めることができる。

第23条（執行役員）

（現行のとおり）

2. 取締役会の決議をもって、執行役員の中から社長を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。

附 則

第3条の変更は、平成29年に開催される第93回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。

以上